

防災対策特別委員会会議録

平成18年6月13日

場 所 第4委員会室

平成18年6月13日（火曜日）

宮崎大学工学部助教授

村上啓介

午前10時02分開会

会議に付した案件

○概要説明

1. 「災害情報の住民への伝達について」
・避難情報や災害情報を避難行動に結びつけるための情報提供のあり方等について

○協議事項

1. 防災に関する条例骨子案について
2. 今後の進め方について
3. 県南調査について
4. 次回委員会について
5. その他

出席委員（12人）

委員	長	星原	透
副委員	長	横田	照夫
委員		松井	繁夫
委員		徳重	忠夫
委員		野辺	修光
委員		水間	篤典
委員		丸山	裕次郎
委員		前本	和男
委員		内村	仁子
委員		高橋	透
委員		長友	安弘
委員		井上	紀代子

欠席委員（1人）

委員		由利	英治
----	--	----	----

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

事務局職員出席者

政策調査課 特別委員会担当主幹	矢野雅博
議事課主査	隈元淳二

○星原委員長 それでは、ただいまから防災対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の日程であります。お手元に日程（案）をお配りしております。

本日は、宮崎大学工学部の村上啓介助教授にお越しをいただき、災害情報の住民への伝達につきまして、また、台風14号浸水被害を対象としたアンケート調査分析による「避難情報や災害情報を住民の避難行動に結びつけるための情報提供のあり方等について」お話をお伺いした後、質疑応答をしていただくよう準備したところであります。

その後、防災に関する条例骨子案の御検討や県南調査の御協議をお願いしたいと存じますが、このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのようにさせていただきますと思います。

それでは、村上助教授の入室のため、暫時休憩をいたします。

午前10時04分休憩

午前10時05分再開

○星原委員長 それでは、委員会を再開いたします。

一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、村上助教授におかれましては、大変

お忙しいところ、私どもの委員会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

私は、防災対策特別委員会の委員長を務めます星原です。よろしくお願いいたします。

御案内のとおり、本県は風水害の多発県であり、毎年のように風水害被害が発生しております。また、日向灘地震や霧島火山の噴火など、その周期から発生の可能性が高まっているとも言われております。

特に風水害につきましては、今年の台風14号により、13名ものとうい命が失われたほか、県内各地が甚大な被害を受けたところであります。現在も困難な生活を強いられている県民の方々が大量にいらっしゃいますし、前回の台風の被災箇所が、今後の雨や台風等により、再び被災する危険もございます。

本県議会におきましては、防災対策が本県の緊急かつ最重要課題であり、県民の代表である県議会がまさに取り組むべき問題であるとの認識から、本年4月の臨時県議会におきまして、私ども13名が防災対策特別委員に選任をされ、調査活動を実施しているところであります。

防災に関しては、治山・治水対策等、総合的な災害に強い県土づくりが不可欠であり、また、県、市町村はもとより、県民、事業者の皆様がそれぞれの責任、役割を認識し、相互の信頼関係に基づき防災対策を進めていくことが重要であるとの観点から、現在、県、市町村の防災対策の取り組みの基本となる事項や県民、事業者の方々の役割を明らかにし、ともに一体となって防災対策に取り組むための「防災に関する条例の制定」を検討しております。

本日は、調査活動の一環として、避難情報や災害情報を住民の避難行動に結びつけるための情報提供のあり方等について、貴重なお話をお

伺いし、条例制定に役立ててまいりたいと考えております。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、委員の紹介をさせていただきます。

まず、私の隣が宮崎市の横田照夫副委員長であります。向かって左から、延岡市の松井繁夫委員です。次が都城市の徳重忠夫委員です。次が小林市の水間篤典委員です。次が西諸県郡の丸山裕次郎委員です。前本委員はちょっとおくられて参ります。次は都城市の内村仁子委員です。

続きまして、向かって右側であります。串間市の野辺修光委員です。次が日南市・南那珂郡の高橋透委員です。次が宮崎市の長友安弘委員です。最後になりますが、宮崎市の井上紀代子委員です。

なお、宮崎市の由利英治委員は、本日、所用のために欠席をいたしております。

それでは、続きまして、村上助教授にごあいさつと引き続き御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○村上助教授 皆さん、おはようございます。宮崎大学の村上と申します。よろしくお願いいたします。

では、時間もあれですので、早速始めさせていただきます。

私、工学部の土木環境工学科というところで助教授をしております。私そもその専門は海岸なんですけれども、海岸、河川、それから、これをひっくるめて水工学という分野が工学部の中にはありますけれども、そういう中で防災について大学院のころから少しずつやってきました。そういう経緯もあって、今回、昨年度の台風14号の災害についてアンケート調査をいたしました。その結果をきょう少し、かいつまんでですけれども、お話しさせていただきます。

それで、この調査は、実は土木学会というの

がありまして、そこでの調査団というのが今回災害に対して組まれました。6～7名のメンバーでやるんですけれども、その中の一環としてやった結果でございます。

資料として、このような章立てが書いてますこの資料の部分、これはその報告書になるもの私の担当する部分をきょうお持ちしました。これは実はまだ提出日がまだ大分先なもので、言葉の言い回し等が少しまだ十分じゃない部分がありますけれども、中身は大きくは変わりませんので、そういうものだとということで資料としてお使いいただいて結構です。もう一部、きょうパワーポイントでお見せする分をまた4枚ほどコピーをしております。ですから、こちらを見ていただきながらお話を聞いていただく方がよろしいかと思います。

それでは、早速始めさせていただきます。

ちょうど台風からもうじき1年を迎えようとしてますけれども、皆さんもいろいろ調査されて、いろいろ問題点をお感じになってると思います。これは、今回私が自分自身でこういう点が主な問題点であろうということで書き抜いてきたものです。

まず、上の4段が行政の方がある程度対応できる部分、それから下の3段の方が住民の方がかかわっていただきたいような部分というふうなことになってます。

1つ目としては、大規模災害に対する行政対応の限界ということで、これは今回非常に広域、宮崎県だけではなくて日本全国で被害が出たわけですが、非常に広域災害というものに対して、やはり現状の防災体制では限界があるのではないかと、特に同時多発的と、あちこちで同時に災害に起こってしまったということで、対応をより難しくしたのではないかと

ということですから、こういうものへどう対応していくのかというのが1つの問題点ではないかということがまず1つ。

それから、狭域防災情報の不足ということですが、今回の災害では、県北の方で土砂災害で亡くなられた方というのが非常に多いというのが今回の災害の特徴だと思います。地すべりを予測するというのが非常に難しい部分がございます。その中で、やはり狭域防災、狭い地域ですね。どどこ地区の斜面が危ないですよというような、そういう情報がなかなか防災担当者の方には出てこないということで、防災担当者の方もそこをどうにか対応したいということはあるんですけれども、そもそもそういうものになる降雨情報が非常に得られにくい、非常に広い範囲を対象としたものしか出てこないということで、これもまた土砂災害にかかわる部分ですが、今後またこの辺をきちんと整備していくということが問題点であろうと。

それから、避難勧告、避難指示の発令の基準ということですが、どのぐらいの例えば水位が上がったらとか、あるいはどのぐらいの降雨があったら、実際に避難勧告、避難指示を発令するのかという基準が非常にあいまいな市町村というのは非常に多いんですね。かといって一方で、後でちょっとお話ししますが、機械的に決めればいいのかというと、必ずしもそうではない部分もありまして、その辺非常に難しいところであるんですけれども、ただし、少なくとも基準というものはあるべきではないかと、その辺が整備がおくれていたというのが3つ目の問題点。

4つ目は、これは防災インフラ整備のおくれということで、避難所とか避難路、こういうものが不適切な箇所が非常に多く今回出てきたと。

これもアンケートの中で指摘されましたので、そのことを少しまとめて今回ちょっとお話をします。

一方、住民側の方、実際に避難をするのは住民の方なんです。だから、避難の主体は住民の方ですから、そういう住民の方が実際に災害情報を得て避難行動を起こさなくちゃいけないわけですが、そちら側の問題としては、災害情報の内容や伝達手段ということで、避難に結びつく災害情報というふうに書いてますけれども、十分避難に結びつくような情報が提供されたのかどうかというあたり、これが1つ目の問題点です。

それから、2つ目としては、災害時の適切な行動ということで、これは人の心の中の問題になってしまうんですけど、やはり人間は危機に陥ると、いろんな自分自身の行動を制約するような、これはバイアスという言葉で言われてるんですけど、そういうものが存在して行動をしにくくしてしまうというようなこと、これが2つ目の問題点。

それから、3つ目としては、私はここを非常に強調したい部分なんですけれども、日ごろからの防災意識と、これは後で日ごろからのリスクコミュニケーションという言葉で言わせていただきますけれども、そういうことが3つ目の問題点というふうに私としては今回ここで上げました。

こういう問題点というのをもう少しアンケートによって浮き彫りにしたいということで、2つアンケートを私の方で実施いたしました。1つは住民の方々に対するアンケート、それから2つ目は、現在の44の市町村、合併前ですから44ですけども、44の市町村の防災担当者の方にアンケートをとりました。これは別々のアンケ

ートですので、今回2つお話しできればいいんですけど、時間の都合がありますので、少し織りまぜた形でお話しさせていただきます。メインとしては、住民の方々へのアンケート結果をメインにお話ししたいと思います。

まず、これは宮崎市内の今回大淀川流域での氾濫域の絵です。非常に広い範囲で、あちこちで内水・外水、ほとんどが内水なんですけれども、内水氾濫が起きました。特に私が注目したのは、こちらの下流の市街地のところ、潮見町、それから中西町と言われる住宅密集地、あそこは吾妻町のところの堤防が非常に低くなって危険だったというところ、そこもう一つは、こちらの本庄川との合流地点ですね。ここはたびたび浸水被害というのをこうむってきたところということで、この2カ所でアンケート調査を行いました。

アンケート調査は住民の方に答えていただくので、余りたくさんはアンケートできませんので、1番から13番までのアンケートで、避難をしたのか、しなかったのか、あるいは避難行動した場合にはどういう理由でしましたか、それから防災情報を受けて避難行動をとるわけですけども、十分に危機意識というのが皆さん伝わりましたかというようなこと、それから日ごろの河川に関するお考えはどうですかというような、そのあたりのことを13の項目でアンケートさせていただきました。戸別訪問でアンケートしてます。1軒1軒平屋のうちは回って、1軒1軒戸別訪問してます。

この先ちょっと幾つか言葉が出てきますけれども、瓜生野とか千代ヶ崎、糸原と、こういうところは今回浸水しましたので、そこは浸水地区というふうな言葉をここでは使わせていただきます。辛うじて浸水しなかったのが潮見町と

か中西町、このエリアなんですけれども、ここは非浸水地区、浸水しなかったところということで、そういう言葉で浸水したところ、しなかったところというふうな地区の言葉を使い分けて説明をします。アンケートはあのぐらいの数をとったということです。

これが大淀川の当日の水位をあらわしたものです。柏田というところに大淀川の基準観測点があって、時々刻々の水位をはかってますので、その水位の様子がこの水位、これは横軸が時間です。縦軸が水位で、この青い点線が警戒水位、ピンクが危険水位で、赤が計画水位、計画水位というのは、これ以上超えると川があふれますという水位です。

まず、初めに避難勧告が出たのが千代ヶ崎地区というところなんですけれども、ここは警戒水位を超えて危険水位に達する前、18時50分と書いてますけど、9月5日に出ております。その直後に瓜生野、それから柏田という、このあたりで出てる。この時点で、じゃこの地区はどうであったかといいますと、自治会長さん等のお話を聞いてまいりますと、もう既に道路はひたひた冠水してたんだというような状況です。ここは内水ですね。水がはけなくて内水が上がっていくわけですけど、内水でそういう状況で、特に千代ヶ崎の方が言われるには、もうこの時間帯になってくると、広報車が回ってこれないぐらい、車で回れないぐらいになりつつあったというような状況で、広報車で避難の勧告が出ても、そのことを聞いた人は余りいないんじゃないんですか、というようなことを言われてました。

その後、危険水位を超えたあたり、ちょうど6日の夜中になりますけれども、潮見町、中西町というところで避難勧告が出てます。辛うじ

て、この2地区は避難勧告が出たわけですけど、浸水はしなかったわけですね。

この先ほどの浸水した地区、ここは浸水した地区はどんどん水位が上がっていきまして、床下、それから床上という形で水位が上がって、あるところでは1階部分は丸々つかってしまって、2階部分まで行ってしまうような状況にもなっていたというふうなところもあります。

そういう時間帯やこういう時間帯になりますけれども、糸原地区というところで避難勧告が出たのが翌日の9時35分と、これは非常におくられてしまったところなんです。こういうところでは、避難勧告が出る前にぼつぼつ自分たちで避難せざるを得ない、自分たちの判断で避難せざるを得ないというような状況になってたと。特に糸原地区では、夕方ぐらいから夜中にかけて地区の方が避難をしてくるわけですけども、避難所に指定されている公民館がさらに2次災害、浸水ですね、避難所の浸水が起きそうになったということで、6日の朝方に、倉岡神社という近所のちょっと高台のところに神社がありますけれども、あそこにお年寄りの方なんかみんな手を引きながら上がっていったと、100名ぐらいの方が上がっていかれた。中には歩けない方もいらっしゃるから、歩けない方は上れませんから、どこか近くの2階の家に預けて、歩ける方だけが上に上がっていったという非常に厳しい状況にここはなっていたということです。

こういう状況で各地区避難をしましたか、しませんでしたかということを知った結果がこの図になります。浸水した地区ですけども、「避難をした」と答えられた方が37%です。6割強の方は避難しなかったと。一方、浸水は辛うじてしなかった地区では、非常に高い90%という方が避難されてるんですね。これが非常に私、

ちょっと最初は本当かなというふうに、もう一回データを見直したんですけれども、やはりこの数字には間違いなくて、こういう結果になるのは何がしかそれなりの理由はあるはずだろうということで、じゃ避難した場合、なぜ避難したんですかということなんですけれども、こちらが90%で避難された方々のその避難した理由は、「避難指示、避難勧告が出たからそれに従おう」というのが、67%の方がそう回答されてる。それから、浸水してしまったんだけど、37%ぐらいしか避難しなかったところという方々は、「地区が浸水し始めたから避難した」と。だから、浸水ひたひたになってきたから、これはそろそろ避難せんといかんなということで、何がしかの情報をもらって避難したわけではなくて、そうせざるを得ない状況になったから避難したというようなことが避難をした方の避難した理由ということであります。

一方、避難しなかった方の理由です。なぜ避難しませんでしたかと。特にこちらの浸水した地区、こちらが非常に私は重要だと思って見てるんですけれども、ここに赤丸つけてる27%、ここに書いてます。「過去の台風災害から判断して被害が出るとは思わなかった」ということです。それから、こちらの26%の方は、「家にいる方が安全だ」というふうに判断された。このことは、実は先ほどちょっと言いましたように、人の心の問題にかかわってきます。「過去の台風から判断して被害が出るとは思わなかった」ということなんですけれども、浸水地区は今までは軽微な浸水被害というのをたびたび受けてきたんですね。近所の田畑が水につかるとか、道路がちょっと水に浸る。そのぐらいの被害をたびたびこうむってきたというそういう経緯があるから、今回の台風災害のリスクというのを非

常に過小に評価してしまっているんじゃないかと。「まさかここまで来るとは」という言葉を非常にたくさん聞きましたけど、そういうことで避難をされない。

もう一つは、「家にいる方が安全だ」ということなんですけれども、これもやはり過去の災害経験から、別に避難する必要はないんだよと、家にいたって、じきに水は引いていくよというようなそういう判断がここで働いてしまっている。過去に何度か経験してきた災害経験というのが、新たなリスクが来たときにその判断を誤ってしまうと。こういうのをバイアス、心の中の問題でバイアスと我々は言うわけなんですけれども、本来だったら災害のメカニズム、災害というのは雨の降り方によってはこういう状況があるよ、またこういう状況があるよというふうに、災害のメカニズムを理解していただいていると、なかなかこういうバイアスというのを取り払って行動に移していただけるんですけれども、そういう理解がなかなかないということで、この辺のところは避難率を低くしてる要因ではないかというふうに考えています。これはちょっと後でまたリスクコミュニケーションというところで話をします。

次なんですけれども、じゃ避難するために自分自身が置かれた状況が危険だということを各種の気象情報とかを使って判断しなくちゃいけないわけですよね。そういうことで、「降雨や河川水位の情報から、皆さんが住んでる地区の危険性を把握することができましたか」ということをお聞きしてます。こちら側が糸原の浸水地区、こちら側が潮見町の非浸水地区ですけれども、こちらが赤で囲った数字です。「危険性を把握するのは難しかった」ということなんです。だから、非常に多くの方、6割ぐらいの方が危

険性を自分たちは認識できなかった。一方、こちら側、浸水しなかったところ、ここは「危険性を十分に把握できた」あるいは「ある程度は把握できました」という方がそれぞれ27と45ですから、70%強ぐらい、7割強です。こちらはできない方が、できなかった6割、こちらは7割ということで、ここは大きなコントラストが出てしまっているわけです。

じゃあとということで、皆さんどういう形で情報を得ていましたかと、災害情報、どういうふうな入手ルートで得たんですかということをお聞きしました。この赤で書いている棒グラフの部分が、これは浸水を辛うじてしなかったところ、こちら側が浸水をしてしまったところということなんですけれども、実は私自身も潮見町に住んでまして、当時、逃げようか逃げまいかということで、結局逃げたんですけれども、私は逃げました。だから、9割の中に私は入ります。私自身が経験したこともこの中には少し入ってますけれども、非常に浸水しなかった下流域の方というのは、こういういわゆるテレビというんですか、ニュースとか映像とか、そういうものから非常にたくさん情報を得られてる。なぜかというと、きょうたくさん報道の方、来られてますけれども、やっぱりニュースで流す映像というのは、大淀川のちょうどホテル街のところの橋橋のところであるとか、大淀大橋のところであるとか、ああいう下流域の映像というのは、非常にたくさん時々刻々の状況として放映されたわけです。私自身もそれをずっと見てたわけなんですけれども、そういうのもあって、一般の方が判断するというときには、今ここまで水位が来ますよとか、あるいは時間雨量が何ミリになりましたというような情報では、ちょっと判断ができないというんですね。やは

り目を見てどうだ、あるいは危険度でどうだと、本当に危険がA、B、Cのランクで言えばAなんだ、Bなんだというような、状況判断が容易にできるような情報というのが避難行動には直接的に結びついていくと。逆に言うと、こういう情報を提供するということが、住民の方が避難をしようとする行動に移る第一歩、ボタンをびっと押すその動機づけというのがこういうところであるかないかというのが、避難行動に移るか移らないかの大きな分岐点になるんじゃないかなというふうに考えてます。

ちなみに、浸水したところというのは、非常に戸別訪問の呼びかけでということが多いんですけれども、この住民の方に何うと、こういうことを言われる方がいたんですね。自分のところはわからないですよと、情報がわからないんですよと、周りがどうなってるかよくわからない。自分のすぐそばは浸水してるんだけど、すぐそばを流れてる大淀川が今、あとどのぐらいであふれるのか、どのぐらいの水位になるのかというのがわからないと言うんですよ。言われてみると確かにそうなんです。三川合流地点のところの映像なんていうのはまず出てくることはありませんし、ニュースで糸原地区の水位が今ここまでで危ないですよというような情報が出てくることもないわけですね。ですから、そういう動機づけの情報がなかったということが浸水した地区の避難率が下がってしまった大きな理由じゃないかなというふうに考えています。

ですから、じゃどういう情報があれば皆さん判断できますかという、これはアンケートの結果なんですけれども、ここに挙げる3つが一番回答数としては多いことになります。ちょっと見づらいですけれども、リアルタイムの現場映

像、それから降雨量や河川水位に応じた地区別の危険度を教えてくれと、自分の住んでるところはどうなんだということを教えてもらいたい、それから数時間先、2時間先はどうなるんですかというようなことも自分たちの判断する材料としてあれば助かるということで、数値とかデータではなくて、一目でわかるような情報がないと、なかなか住民の方は動いてはくれないということがこういう結果から読めるんじゃないかというふうなことを考えてます。

次に、ちょっと話が変わって、ハザードマップというものが宮崎市ではつくられて、昨年度配布されております。今回の台風14号のときに、ハザードマップを利用されましたかというアンケート結果、そういう問いも私しましたけれども、浸水した地区では、「利用しました」というのは9%の方です。浸水しなかった地区でも21%の方しか利用してない。「配布されたのは知ってました。でも利用しませんでした」という方は、こちらだと41%ですね。糸原、柏田の地区では41%ですし、潮見町の方では49%ということで、利用したという方が非常に少ないという、これが一つ大きなポイント。それから、「配布されているのは知らなかったので利用しなかった」というのが、浸水している糸原、瓜生野では48%、5割の方が配布されていることすら知らなかったということですね。こういうふうに、行政の方からはハザードマップという形で作ったものを住民の方にお渡しするわけですが、実際の住民の方はそれを利用していない、それから配布されたことすら知らないということで、どうもかみ合っていない部分がある。認知度、利用率は極めて低いわけです。これもやはり特にこちらの浸水した地区で認知度が極めて低いわけですが、過去の災害経験から

被害を軽視してる。そういうことで、そんなものがあったって、自分たちは今までたびたび来た災害をクリアしてるんだから、そんなものがあったってなくたって同じじゃないかというような感覚で見ているのかもしれない。それから、災害を自分たちはよく知ってるというふうに思い込んで、そういうものは必要ありませんというふうなことで認識してしまうのかもしれない。これも先ほど言った、過去の軽い災害をたびたび経験して、だんだんこういうふうな形で鈍ってってしまうということで、こういうのはどうやって元に戻していくのかというあたりが今回重要になってくるんじゃないかなということで、次にそういう話のリスクコミュニケーションということで話をします。

リスクコミュニケーションというのは、あるリスクがあるときに、今回の場合は災害ですけれども、災害という事柄に対して、それをなるべく減災の方向でいこうとすると、行政側の対応とそれに住民側がうまくお互い意を一緒にしないと、なかなか減災という方向には進まないんですけれども、行政と住民との間でどういうコミュニケーション、どの程度のコミュニケーションがとられているのかというあたりをここではリスクコミュニケーションというふうな言葉で表現してます。ここもちょっと緑色っぽい画面が出てくるこれは、私の方で市町村に対してアンケートをとったときの結果です。ちょっとプリントした方には色がついてませんが、こういう画面でこの色になっているのは、行政の防災担当者にアンケートした結果になっています。「地域のハザードマップを作成していますか」ということで、宮崎県の場合は11の市町村で「作成して住民に配布しています」という回答を私の方にはいただいています。それで「作成している

が住民には配布していない」というのは2つ。多いのはこの20というところなんですけど、ここは「作成中である」あるいは「作成を検討している」というようなところで、少しずつ作成をしていこうという方向では動いているということだと思います。

ただ、今回私ちょっと気がついたのは、作成はしてるということで、いわゆるその地区内の危険箇所というものの認識を行政の方は少しずつ積み重ねてはいつていらっしゃるんですけども、そのことを住民の方に情報をきちんと提供してますかということを少し私は問題として感じた部分があります。この22と書いてますけど、ここの丸ついてますここは、「把握しているんですけども、住民へ十分には周知できてない」というふうに半数の自治体の方々は自己評価されたということなんです。やはり住民へ自分たちが危険情報を持ってらんだら、それは住民にも提供しておかなければ、これはまずいわけですね。住民の方も自分の地区の危険度を認識するという必要がありますから、一つはこういうふうな住民への周知というのが非常になされてない地区が半分以上あるということです。

これは消防庁の調査です。特に赤丸のつけてるところが、これは全国の市町村に対してアンケートをとったものです。各市町村の防災力を自己評価してくださいということでアンケートをとったものですが、低い項目としては、リスクの把握、評価、それから被害想定と言われる部分が非常に低い。それから、住民との情報共有というのも非常に低い。これが平成15年から平成17年にはこれだけ評価が上がったんですけども、いずれにしても、ほかの項目に比べると、こういう情報共有あるいはリスクの把握と言われる部分が非常におくれている。もう一

つ重要なのは、評価と見直しですね。一回リスクを把握して評価して被害想定したんだけど、それでよかったのかどうかという見直しということもなされている場合というのは非常に割合が少ないということで、先ほど県内市町村の中のアンケートで、危険箇所の周知というのが十分ではないと言われてたんですけど、これは宮崎県固有の問題ではなくて、全国的にそういうふうな傾向にあって、こういうものが少しずつ改善されていく必要があるということだと思います。特に風水害というものに対して情報共有する、あるいはリスクを把握するという割合が非常に低くなるんですね。地震とかあるいは火山あるいは危険物というのは、比較的リスク評価であるとか情報共有というのは進んでいるんですけども、風水害に関しては依然として全国的に低い状況にある。特に宮崎県の場合は風水害が非常に多い県ですから、こういう部分を積極的に上げていくということをししないと、なかなか災害を減らすということにはならないんじゃないかなと考えます。

さらに、もう少しリスクコミュニケーションですけれども、地域で防災訓練を実施しているか、あるいは防災教育を実施しているかということのアンケートです。こちら側が防災訓練、あちら側が防災教育ですけれども、まず訓練の方ですけれども、訓練を実施しているところというのは半数程度です。毎年実施していると言われるのは半数程度。それから、残りの半数というのは、ほとんど実施していない、あるいは数年に一遍ぐらいしかやらないよというようなところ、それから防災教育については、ほとんど実施していないというような状況ということで、約半数の自治体で災害危険箇所の住民への周知が不十分であると評価した結果とあわせる

と、風水害や土砂災害に関して、行政と住民の間の日ごろからのリスクコミュニケーションというのは必ずしも十分ではない。災害の危機意識を持続して、災害時の避難行動を確実なものにするためには、日ごろからのリスクコミュニケーションを通じて、自然災害の基礎知識であるとか危険箇所や適切な避難行動について周知していかないといけないんじゃないかということが、こういうリスクコミュニケーションの結果が言っていることだというふうに思っています。

そして、今度は自主防災組織というものです。自助、共助の話になっていきます。「自主防災組織というのは必要ですか」ということを浸水地区と非浸水地区でお聞きした結果、「必要ですね」と、「そういうものを強化していくべきでしょう」という認識はどちらとも7割ぐらいの方はお持ちで、そういうものの必要性というのは十分御存じだと。ただ、「それに参加しますか」ということになる、なかなか「はい、参加します」と言われる方は全体の4分の1ぐらいで、残りの方は「状況によっては参加してもいいかな」あるいは「参加したいけど、ちょっと事情があって私はやめておきたい」と言われる方がかなりの部分いらっしゃるということで、意識はお持ちなんだけれども、参加にはなかなか踏み切れないというようなことを皆さんお思いになっている。

今度は行政の方の話になります。行政の方に、「今回の14号台風で自主防災組織が機能しましたか」ということをお聞きした結果です。「機能した」と答えた自治体は全体の44の中の28、残りは「いいえ」ということです。機能しなかった理由としては、ちょっと細かい字で申しわけありませんけど、「災害の規模が大き過ぎた」あ

るいは「火災なんかには対応しようと思っっているいろいろやってきたんだけど、自然災害については全くケアしてなかった。ノーケアだった」というところ、それから「地区全体が浸水してしまって活動自身ができなかった」というところ、そういうところがある。それからまた、一番最後に「公民館組織としての機能にとどまって、なかなか自主防災というところまでは持っていけてません。だから、何がしか活動しようとはしたんだけど、十分にはできなかった」というふうなことを担当者の方は言われてると。

今後の自主防災組織というのは、じゃ自治体の方はどうお考えになりますかということで、かなりの自治体の方は、やはり強化していかざるを得ないでしょうね、自助、共助というのは必ず必要なものですから、強化していきたいという方向では語られている。ただ、なかなか強化策というのが見つからないというところが大きな悩みではないか。いろいろ皆さんお書きになって、「地域の高齢化が進んで、昼間若者は仕事に行ってしまうということで、なかなか昼間に災害が起きたときに対応できない」、それから「住民一人一人が危機意識というものを持ってきてないから、なかなか組織化を旗振ってもついてきてくれる人がいない」というような状況を回答されているということです。

じゃそういうふうな自助、共助をなるべく高めて、地域の防災力を高めていきたいわけですが、今後の河川災害、洪水被害に備えて、住民の方はどういうふうな対策を望まれているかということです。一番多いのは、両方ともこれは非常に似たような数字なんですけれども、「予想を超えるような降雨にも耐えるような堤防や治水施設の整備をやってくれ」と、「予想を超えるような」というようなところまで要望さ

れてる、あるいはそういう気持ちを持たれている。ここにちょっと書いてますけど、「想定を超えるような降雨」、これは非常に不確実なものです。不確実なものに対して、従来の治水施設整備で対応するというのを望まれている。一方、行政の方あるいは国の方はどういう対応でやりたいかと。今まで川の水は一滴も漏らさないという方向から、減災という方向に少し考え方がシフトしていってます。そのことを目指して、土地利用一体型の治水対策であるとか、あるいは水害に強いまちづくりであるとか、あるいは時間軸を考慮した治水対策効果の評価であるとか、あるいは洪水氾濫などに関連する知識と情報の共有であるとか、こういうものをずっと含めて減災というのを図っていききたい。一方、住民の方はこういうふうな意識を持たれてるということで、この間にはかなりギャップがまだ認識としてあるんですね。こういうギャップを埋めていくという作業をしていかないと、なかなか行政がやったことに対して評価が得られないということで、今後の災害対策のあり方について、地域の事情を十分に考慮した上で、住民と行政の間で共通の認識を形成して行っていただきたい、この部分が非常に重要になってくる。このギャップを埋める取り組みというのをしないと、なかなか減災というのにも結びついていけないということが今回のアンケートの中の一つの結果だと思います。

それと、最後になりますけれども、発令の基準の話が一番初めにいたしました。発令の基準を持っているかどうかというようなあたりの話になります。市町村の方にしたアンケートの結果になりますけれども、今回の河川情報、関係機関から市町村に河川の水位の情報とか降雨量の情報というのは流れていきますけれども、そ

ういうものが避難勧告、避難指示の発令に有効に活用されたかというのに対して、されたと、「有効に活用できた」というのが全体で31、だから半分ぐらいは有効に活用できたと。ただ一方、20ぐらいの自治体では「災害情報の空間的な詳細さに欠ける部分があり、判断に苦慮した」と。狭い部分の情報というのが、地区単位の災害情報というのは出てこないで、そういう場で判断を迫られるということが非常に苦しかったということを言われてます。これは一つの自治体の方が書かれた内容ですけれども、区域を細分化した雨量情報が得られないために、「土砂災害の危険性が高い」という情報は村全体を範囲として認識しなくてはいけない。けれども、村全体で避難するということは到底あり得ないということで、そんなことはできない、避難させることは困難だということで、現状の災害情報では避難勧告や避難指示にはつながりにくいということを実際担当者の方は言われている。これはやはり細かい狭い領域の情報というのを提供していくようなシステムをつくっていかないと、なかなか判断が難しい。特に土砂災害については非常に難しい。

次が発令の基準を持ってるかどうかということですが、避難指示、避難勧告については、非常に少数の自治体しかその基準を持っておりませんでした。ほとんどの自治体は基準をお持ちでないということで、こういう基準づくりというものが非常に重要になってくる。例えば何々橋の水位がどこまで上がったなら避難勧告を出しますよと、あるいは避難指示を出しますよというようなことを決めていく必要があるということなんですけれども、そのことはまた後で少しお話をしたいと思います。

次のアンケートの結果です。河川水位や降雨

に関する災害情報から適切なタイミングで住民の方に避難情報を出せましたか、どうですかということ聞いてます。そうすると、県とか気象台から入ってくる情報は、ある程度のタイミングで担当者の方が受けるわけですね。だけど、そこで情報を取捨選択しながら住民の方に伝えて、避難の有無、避難指示とか避難勧告の発令を出していくわけですけれども、そのちょうど間が非常に難しい。だから、関係機関から来る情報に対しては、タイミングに関して余り問題は無いんだけど、市町村から住民に出すときのタイミングというのには非常に問題が残ったというふうに判断する自治体が今回非常に多かったです。特に発令基準を設定している自治体でも、半数の自治体はタイミングに問題が残ったというふうに回答、自己評価されてます。発令基準は設定しているんだけど、機械的な判断ということで出していくことにはなかなかない。その辺は難しくて機械的な判断はできないんだと、最終的には現場の状況を判断しながら発令のタイミングをはかっている。これは私は当然だと思うんです。機械的に出していくというのは、これはいい場合もあるんだけど、それが悪い場合も出てくるということで、この辺の情報判断、基準を持っててもらいたいんだけど、その情報判断をきちんと出すか出さないかというのを最終的に自治体の担当者の方が判断している。その中で重要になるのが、先ほどちょっと言いましたように、狭い領域の情報をきちんと提供してあげないといけない。それから、そういう降雨情報とか河川水位情報が担当者によって与えられますけれども、それから危険度を評価していくような、その手法をきちんと整備しておく必要がありますよねということです。

それから、4番目ですけど、防災専門技術者というのがやはり必要じゃないかというふうに今回思いました。防災担当技術者とされる者、例えば今回アンケートで、専門技術者というのは災害対策本部にいらっしやいましたかと、あるいは防災のトレーニングを受けた方、そういう方がいらっしやいましたかということをお聞きすると、ほとんどの自治体ではいらっしやらないんですね。一般の方がローテーションで動かれることもあるんだと思いますけれども、対応をしていらっしやるといって、こういう防災担当専門家と言われるきちんとトレーニングを受けた方、状況判断ができる方、あるいは現象をきちんと理解されている方、河川とか土砂とかの専門家の方、こういう方はきちんと自治体の中で育成していかななくてはならないんじゃないかと。そうしないと、幾ら基準をつくたって、そこでの判断ができないですね。そういうふうなことが今回の問題点です。

これは最後は施設整備の話です。たくさん避難所の問題点というのはずらっといっぱい出てきました。赤で書いて線を引いているのが、これはそもそも最初に指定されてた避難所に行ったんだけど、そこが危なくなつて次のところに行きましたと、行かざるを得ない状況になったというところが非常に多い。それから、青で書いてるのは、そもそも避難所にふさわしくないようなところが避難所に指定されていると。特に災害弱者と言われる高齢者の方とか、あるいはハンディキャップを持たれてる方とか、そういう方たちにも対応できるような施設というものが不足しているということで、今回そういう基準づくり、それからその基準の運用、それからこういう避難施設の見直しというのはやっていかなくちゃいけないんですけれども、ここ

にちょっと書きましたけれども、避難所や避難路の再設定や見直しに住民が主体的にかかわるということです。住民が主体的にかかわる。そうすることによって行政と住民の間のリスクコミュニケーションや地域コミュニティの強化というのにつながっていくと。それが結果として地域の防災力の強化にまたつながっていくということで、先ほども基準づくりの話をしましたけれども、あれをつくっていく過程でやはり住民の方も入って行ってやるべきだし、こういう避難所や避難経路の見直しにも住民の方が入って行ってやらないと、自分の地区のことは、そこに住んでいらっしゃる方が一番よく御存じなんですね。だから、その方たちが出て行って、自分たちのことを主体的に決めていかれると。それを行政が後押ししてあげるといようなことをぜひ進めて行っていただきたいなということをおもいました。

幾つかまとめとして書きましたけれども、リスクコミュニケーションという言葉があちこち出てきますけれども、やはり一方通行では防災対応はなかなか難しいです。いろんなわかりやすい情報を提供しましょうとか、あるいは危険度や予測値なんかを含んだものですけど、そういうわかりやすい情報を提供していきましようということをするんですけれども、でも避難するのは住民の方ですから、避難にかかわる項目、住民によるハザードマップや防災マニュアルというのもやはり住民の方がかかわってつくっていかないと、なかなか実効あるものにはならないんじゃないかなというふうなことを今回の調査は言ってる。それから、これもそうですね。先ほどの避難所や避難経路の設定、ここでも住民の方が入っていくような余地をつくって、そこで行政と一緒にコミュニケーションを

とって地域の防災力を高めていくというような取り組み、こういうものが今後推し進められていく必要があるというふうに感じております。

少しはしよった話にはなってしまいましたけど、先ほど、最後のまとめのところには9つほど書かせていただきましたけれども、一番初めにお見せした問題点ということと、幾つかこういうふうにしたらどうだろうかというような提案とを含めて、最後にまとめとして9項目書かせていただきましたので、参考にさせていただければと思います。

以上です。どうもありがとうございました。

○星原委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明をいただきました内容等につきまして、委員の皆様方より質問等があれば、ここでお受けをしたいと思っております。ありませんか。

○丸山委員 私は実は宮大の卒業生で、平成4年に卒業したんですけれども、杉尾先生にお世話になったものですから、改めてよろしくお伝え願えればと思っておりますけれども、実は私も昨年の台風被害があったということで、自由民主党の中で防災基本条例を骨子案をつくらうということでプロジェクトチームをつくりまして、風水害の担当をさせてもらって、高岡とか宮崎市内、あとまた諸塚の方にまで上がったんですが、諸塚の方ですごく感じたのが、自助、共助、公助という3つをしっかりと組み合わせてやってたんですけれども、特に諸塚で感じましたのは、自助と共助がすごくしっかりしているということで、そういうことが必要だろうというふうに思ったんですが、改めてきょうの話を聞かせていただきまして、行政がやるのは余り、はっきり言って小さい。大きな災害になると少なくて、ほとんど自助が多く、また共助がさら

に必要だというふうに思ったんですけども、その中で消防団の確保というのが地元に戻って見ますと非常に難しくなっているんですけども、恐らく避難された地域と避難されてない地域の中では、その消防団活動に対する考え方がいかなるものか、何かそういうのは感じられたことがありましたか、その辺をちょっとお伺いしたいと思うんですけども。

○村上助教授 そのこの地区の消防団というのは機能させて、同じように……自治会長さんにお聞きした話だと、何人かにお聞きしたんですけども、消防団としては……避難を呼びかけたいんだけど、道路が冠水して回れないんですよと、だから多分かなりの方には伝わってないでしょうねということでは言われたんですね。それから、消防団という組織については、三川、本庄川の合流点のところの地区と下流のところでは、そう大きな違いはなかったんですけども、お聞きした範囲ですよ。けれども、やはり活動ができたか、できなかったかというのは、大分違ってたということですね。ただ、やはり消防団というのは、先ほど自主防災組織とはちょっと別物としてお考えになるのか、それも含めて考えるのかということではちょっとあるかとは思いますが、例えばそれを含めて考えるとすれば、徐々にそれを担ってくれる人が減ってきていると。なかなか積極的にそういうのをやっていただける人がいなくなっているというのは事実だと思います。

○丸山委員 あと、諸塚村で特に感じましたが、できるだけ早目に、また昼間に避難勧告なり指示を出すということで、これはだめもとでいいから出すという気持ちで行政が腹をくくってやっていって、また、住民自身も自分の命を守るためにはそういうことをしなくちゃいけな

いという認識が非常に強いというふうに感じたんですけども、逆にまた高岡の方に行ってみたら、まさかここまで水位が上がるとは思わなかったということで、動き始めたのは深夜、夜になっていて、どういうふうに動いていいか全くわからない状況で、本当に命がけで避難しましたと、避難した場所も、また避難所もつかってきて、またさらに上の方、別の地域まで上がっていったということで、本当にこの感覚が、行政の方といいますか、先ほど先生の方から、機械的に余り乱発するのは好ましくないという判断だったと思うんですけども、まずは私自身も感じたのは、自分からまず逃げようという意識をどういう形で持ってもらえるのかが、感覚でどういうふうにその意識をつけていくのが今後の大きな決め手だと思ったんですけども、その辺をどういうふうに考えて、早目に自分自身早く逃げようということをするためには、どういうことを考えていくのかをお伺いしたいと思います。

○村上助教授 今、住民の方に避難をしていただきたいということで、いろんな取り組みがなされてきたんですね。新潟の豪雨災害でもそうですし、北陸の豪雨災害もそうですが、その以前は愛知県の名古屋で同じような豪雨災害があつて、そのときに出てきた言葉としては、わかりやすい言葉で伝える必要があるんじゃないかということが言われたんですけども、最近、いやそれも当然そうなんだけれども、わかりやすいだけじゃだめなんですよと。じゃ何か必要ですかというと、住民の方が自分で情報を取りに行くということができるような仕組みをつくらないとだめなんですよと。自分で情報を取りに行く。例えばテレビをつけるという行動も、これも一つ情報を取りに行くということではあ

るんですけれども、情報を取りに行くということをしていただかないといけない。そうすることが逆に言うと、災害時の災害に対する認識を持つというんですか、自分が避難するかしないかというような判断を今からしなくてはならないという、そういう心の準備ができるということですね。情報を取りに行くという動作を仮にするとすればですね。ですから、そのことが非常に重要だということで、ただし、先ほどちょっと糸原の方の話で言いましたけど、自分のところの情報はしょせん出てこないんですよというふうに思ってしまうと、取りに行かないわけなんですよね。そうすると非常に悪い方に話がいつてしまう。国土交通省なんかでは、今、河川監視カメラというのをつけていて、今回台風14号の後も何か所かつかまりました。それは国土交通省の方で24時間カメラで撮ってるわけなんですけれども、例えばそういうものが災害時に報道機関から順次カメラが切りかわって流れていくようなことになれば、自分のところも出てくるねと、じゃその状況はどうなんだろうかと、これも一つの動機づけになるわけですね。だから、わかりやすいだけじゃなくて、それを取りに行くという行動をどうやってとってもらおうかというのが一つ。だから、一つの考え方として、そういう映像を提供していくというやり方、これは具体的な話になりますけれども、ほかにも多分あると思います。ですから、そういう考え方でひとつ対応すると。

もう一つは、ここにもちょっと書きましたけれども、逃げるか逃げないかの基準というんですか、あるいは危険度の基準というのを、当然行政の方はいろいろシミュレーションをやりながら決めていくわけですね。氾濫計算して、このぐらいの降雨でこのぐらいの水位が上がると、

この地区が氾濫しますということをやられるわけなんですけれども、それに基づいてハザードマップをつくって、避難勧告とか避難指示の発令にそれを結びつけていくというようなことをやられるんですけれども、それを行政だけでばっとやると、多分それを受けた方は、先ほどのハザードマップの認知と一緒に、一生懸命やった割には受けてもらえないというんですか、それを見てもらえない、利用してもらえない。だから、逆に、この前ちょっと私ある人に言いましたけど、そもそも基準を住民の方につくっていただいたらどうですかと。例えばお住まいの地区のこの川の水位がこの橋のたもとに、ここまで来たら、我々の地区では避難を開始するんだよというのをつくっていただいて、それをもとに行動していただく。当然それが妥当かどうかは、行政の方がまたフィードバックをして見直していく。お互いやりとりしながらやらないと、住民の方も自分たちで決めたものに対しては恐らく動かれると思うんですよね。自分たちで決めたから動こうねと。だから、基準もそうですし、避難所の例えば設定とか見直しもそうですし、防災にかかわるいろいろ決めていかなくちゃいけないことがあると思うんですけれども、多くの方を引きずり込んだ形でやらないと、想定外のものに対応するというのはなかなか難しい時代になってしまった。津波なんかの話をよく私は例として考えるんですけれども、岩手県の方では非常に津波災害をこうむってきて、あれも予測はされるんだけど、その予測に対して本当にそれを超えるものはないかと言われると、そんなことは絶対あり得ないんじゃないんですかね。だから、住民の方が自分たちの判断なるべく早く逃げてもらいたいということの一つの取り組みとして、住民の方が避難所を決める、

あるいは避難路を決める、そういう取り組みをやる。それを行政が後押しする、あるいは我々みたいなのがその根拠づけをフォローするというようなことを実際にやられているところはありますね。だから、そういう取り組みをやらないと、なかなか住民の方が自分の問題として受けていただけないというふうなことは、今回のアンケートでも出てきた問題点ですし、そういう形でやっていくのが一番具体的な方法なのかなというのは、これは私の感想、考えです。

○丸山委員 このハザードマップの方も、今先生が言われたみたいに、住民が参画といいますか、ある程度責任を持ってしないと意味がないということで、県の方も今度市町村と連携しながらつくっていくということなんですけれども、参画するためにある程度知識も必要だし、記憶が残ってないと大体この辺まで水が来たよねというのが本当に1年たってしまうとすぐ忘れてしまうのが人間の常だし、また、私も土木にいましたのでわかりますのは、河川の場合は、河川改修が終われば、すべて河川改修が終わったものですから、もうこれで洪水はないというような住民が認識をしてしまうという、行政の説明責任も足りないんじゃないかなというふうに思いがあったりするんですけれども、行政として、先ほど減災という話もありましたけれども、住民としては減災ではなくて100%のものを求めているというのが非常にギャップが激しいものですから、それをどういった形で埋めていくことが必要なんでしょうか。

○村上助教授 それは、先ほどちょっと住民の方が想定を超えるものに対しても治水整備で対応してくれと、一方で国とか行政の方はそうじゃなくて、被害を減らすという方向で、いろんな連携をとりながらやっていかなきゃいけない

んですよと、この部分はおっしゃるように説明が必要だと思うんです。住民の方にこういう治水整備でやる必要があると、あるいはこういうのが効果的なんだと、想定外のものに対応するというのは非常に不確実なものに対応するわけだから、可能か不可能かというその部分も含めて、きちんと説明をする必要がある。それが多分今ないんじゃないかなと私は思ってます。例えば行政の方も治水の整備をしに行かれて、そこで計画断面をつくられて、はい、ここはおしまいと思うわけですよ。まさかここが漏れるはずがないと、行政の方もそう思われるんだけれども、でも実はそうじゃないよね、想定を超えるものが来たら、あふれることだって当然あるよと。だから、そのための整備計画断面で今やってるわけではなくて、想定を超えた場合にも例えば下水道とか公園とか土地利用とか、そういうものを含めて対応していく必要があるんだということを説明しながら事業をしないと伝わらないんじゃないか、地区の方に対しては、今そういう説明が多分ないんだと思います。

○丸山委員 つかったところと、避難されたところと避難されていないところの感覚の違いとして、昔よくつかったからというところとか、都市計画上本来はわかりやすいから市街化調整区域になってたところを無理に都市化をしたことによってわかりやすくなった場所も結構あるんじゃないかなというふうに思っているんですけれども、今回のアンケート調査をされて、そういった昔からついていたところはつくりやすい方がいいというふうな認識なのか、それともそういう情報がどこまで、住民の方は本当に今までつかってなかったからというじゃなくて、昔は水が本当に多かったところを無理やり造成した地域という認識があったのかなかったのか

というのはいくらもありませんか。

○村上助教授 それは土地利用にかかわる話なんですけれども、多分そこに住まわれている方はほとんど認識を持たれてないと思います。というのは、その土地を例えば、以前からそこに住んでいらっしゃる方は御存じですよ。当然ここはわかる、ここはわからないというのは。だけど、後から開発されたところに住まわれた方は、そういう説明を一切受けずにそこに入りますから、それは多分御存じない。きょうちょっとお見せできなかったんですけども、行政の方にじゃ今後の防災対策の中で土地利用というのをどう位置づけますかというふうにお聞きしたら、土地利用というので対応したいというのは非常に下位の選択肢なんです。なかなかやりづらい。それは個人の問題にもかかわってくるからやりづらい。ということで、おっしゃるように、本来だったら100年かけてでも土地利用を変えて、浸水地区、以前から浸水するところには住まないような方法でやっていくのが本当の水害に強いまちづくりの一つだと思っておりますけれども、なかなかそこに手がつけられないというのは、住民の側にもあるし、行政の側にもあるというのが今回のアンケートでわかったことなんです。

○内村委員 この今見せていただきました糸原地区、潮見地区、浸水地域と非浸水地域があるんですが、その地形とか生活の年齢とか生活形態がまるっきり違うんじゃないかと思うんですが、それはどういうふうな感じでしょうか。

○村上助教授 生活形態というか、アンケートに答えていただいた方の年齢層とか居住年数とか、あとは男女の性別とかいうのは、そう大きな違いはなかったんです。1戸建ての家を訪問してやっていますので、それなりの居住年数を持

たれた方が、若干糸原とか瓜生野とかいう地区の方が居住年数としては長いし、若干高齢の方がいらっしゃるんですけど、避難率に大きな違いが出るほどの構成の差というのはありませんでした。

○内村委員 ハザードマップについて、ほとんど利用されていない、知らなかったということが、またそれでも開きがあったと思うんですけども、今この配布の仕方にもよるんでしょうけれども、そこが若い方たちが住まわれるところが多くて、自治組織、公民館組織に入っていない方は行き渡らないんじゃないかと思うんですよ。その違いというのはアンケートでは出てこなかったでしょうか。

○村上助教授 答えていただいている方が年齢層が大体同じですから、非常に若い方ばかりに答えていただいたのが、浸水地区ではそういう方ばかり答えていただいたということはないんです。大体構成としては、ほぼ同じ構成でしたので、そういう違いは出てこないと思います。おっしゃるように、ただ配布するだけというのでは、確かに認知はされないというのは確かだと思います。

○長友委員 私は調査をされた瓜生野に住んでるんですけども、だから、要するに堤防が整備されない昔というのは、住民というのはみんな丘陵地帯に住んでたんですよ。それで氾濫しますから、おのずと家も建てなかったわけですね。ところが、堤防が整備されたことによって、県道も低いところに通ってるし、そこにまた町並みが張りついたということがあるんですよ。ただ、堤防が整備されますと、逆に本川からの逆流が始まると。そしたら樋門もつもらないかん、そして内水がたまるという、こういう土木工学というといかんですけど、そういう構造の

問題が発生してしまったんですよ。堤防ができたから安心だといって張りついたんですけれども、だから、まちづくりというのもそうであるならば、ポンプを今度はセットしてやらないと土木上はいかんと。そうしたら、今度は本川に全部ポンプでくみ入れれば、下流域の堤防が低ければ下流域が全滅すると、こういう連鎖があるわけですから、だから、本当に堤防ということを整備するという手法というのが主流であれば、必ず樋門、ポンプまでセットにして、さらにそのまちづくりというのを考えないと、これは今からの環境問題で水面が上昇するとか、そしてまた異常気象等が起こるといえば、なおかつそういう問題というのが繰り返し繰り返し起こってくると思うんですよね。だから、逃げることにに関しては訓練して上手になると思うんだけど、しかしながら、失う財産というのは、今でも尾を引いているのは、激特事業やらが入って、ある程度ハードがこの4～5年で整備されますよと言うんだけど、生活自体が物すごく厳しいんですよ、一切を失いますから。そんなことを何回を繰り返すわけです。一方、下流域を守るために上流域の樋門をあけてしまって逆流させたということは、いまだにささやかれておりますけれども、そして行政に対する不満が非常に強いんですけれども、それは下流域の人は守られるけれども、上流域は何回も同じことを繰り返すと。さらに言いますと、まちづくり三法なんていうのが今度新しく変えられて、中心に商店街というのを活性化させるためといって、調整区に対する縛りをさらに強くしてきたわけですね。調整区というのは、まちづくりもできないわけですよ、高台につくるという。こういうめちゃくちゃな行政というか、そういう状況がありますので、そのあたりを専門の水防とか

そういう立場からするならば警告を発していただいて、それ自体を変えていかないと、この問題というのはいかんと思いますね。逃げるだけは、逃げる訓練というの是可以すると思うんですけれども、財産を失います。それをじゃどう手当てするかという問題が残ってきますから、そこ辺をちょっと考えんといかんのじゃないかと思えますけど。

○村上助教授 一つあるのは、今おっしゃったように、堤防を整備すると、先ほどちょっと言われましたが、みんな安心してしまいうんですね。さもないように、これは災害がないからそこに住めるねという話になるけど、今度は内水氾濫が出てくるわけですよ。そういうふうに、河川整備ですべてが解決すると、治水に関して、そういう考え方は、おっしゃるように、ちょっと問題というか無理があると思います。想定を超えるというような状況になると。だから、河道を整備するのがこの場合はいいのか、それとも氾濫域を整備するのがいいのか。例えば、昔の人でよく輪中堤という言葉がありますね。自分たちの住んでるところを堤防で囲ってしまうわけですよ。周りは田畑は氾濫してつかるんだけど、自分のところはいいよ。だから、氾濫域を対象にして整備するのがいいのか。あるいは、河道そのものを計画断面を上げてでも整備するのがいいのか。本来それを両方うまくコーディネートしながらやっていかなきゃいけない。だから、河川整備だけでどうにか問題を解決しようという考え方には無理がありますね。例えば道路が走ってる、鉄道が走ってることを、少し地盤を上げてあげる。そうすると、道路自体が輪中堤の堤の役割をするという、だから、そこで道路行政と河川行政とがひとつコーディネートするわけですよ。そういう形の

対応をとらないと、おっしゃるように河川だけでやるんだったら、そこにどどん人（ひと）は張りついていってしまうということがある。それは確かだと思います。そういう対応というんですか、対応のとり方をうまく取捨選択していったって、そのことを住民の方に理解していただかないと、なかなか効果というのを感じてはいただけないということだと思います。

○水間委員 今お話を聞かせていただいたんですが、その中でリスクコミュニケーションというお話をされました。この中で見ると、防災訓練あるいは防災教育、訓練の方はまあまあだけど、教育はちょっとおかしいんじゃないかというような話で、我々日ごろ今までの自治体がこうやって6月ぐらいの防災の云々を見ますと、地元の通学区域の住民ですか、子供たちを通じながら地区の代表がやる。そして、そこに市町村、自治体ですよ、県が入り、警察が入り、危険箇所の調査とかいろいろやるんですが、そこらあたりが適切な避難行動、ここが危ないよと、そのコミュニケーションがうまくとれてない部分、教育をどうすればいいかというのは、どうしたらその教育がよくなるか、ちょっとお聞かせくださいませ。

○村上助教授 なかなかそれはこうやればというのは難しい部分があるんですけども、一つは、私これは津波なんかのことを考えると、津波というのはめったに来ないけれども、来るとすごい被害が出る。そのことを伝承していくというんですか、語り伝えていく。それが地域の一つの防災の歴史として、あるいは防災の文化として語り継がれていくというようなことがあるんですけども、例えば水害とかいう話になっていくと、なかなかそれが伝わっていかないんですね。少しずつ河川整備がなされていくわけ

で、先ほどの話じゃないですけど、河川整備がされると、ここは安全ですねと。だから、そういう意味では、どなたかがそれを歴史として語り継いでいくということが欠如していく。それを逆に言うと、語り継いでいくということが防災教育の出発点じゃないかなというふうに思うんです。過去のことを知っていただくと、そこに新しく来た方に過去のことを知っていただくということは非常に重要だと。そういう取り組みの一つとしては、例えば公園に柱があって、ここの地区は過去にここまで水位が来た経緯がありますというようなことを残していこうという取り組みも実際今あるんですけども、あるいは津波がここまで溯上したというところに記念碑を置いたりすることもあるんですけど、何かそういう形も含めて、まず過去の災害の歴史を残していくということも一つ重要なことだと思います。あと学校教育とかいろいろあると思うんですけども、地域の方に対しては、わかりやすくそういう過去の歴史を残すということが非常に重要じゃないかなというふうには思います。

○水間委員 確かに過去のそういうここまで水位が来たとき、今度はそれになれっこになって、ここまで来ても今まで大丈夫だったんだから逃げなくてもいい、そういうことが一つ例にもあったんですが、それと、今さっきハザードマップの利用が非常に、せっかくつくったものが余り利用されてない。これは知ってても、なかなか今のこの状況の中で知らないと言う、いや聞いてないと、すぐそう言えば簡単に済むような世の中というんですか、その風潮も今あると思うんですね。だから、避難指示の出し方も、じゃどこまで来て出せば、先に出して何もなかったときには、だれがどこが大もとでこんな避難指

示を出したのかと、逆にそこに避難が集中して、なかなかだから自治体としても避難勧告・指示を出しにくいと思うんです。だから、そういう意味では、先ほどから自助、共助、そんな話ですが、ここに至って、本当に一人一人が何か自分たちのということを考えたときには、すばらしいまちづくりなり防災計画もうまく避難指示もいくんでしょうが、なかなか自分だけはこののが今割とまかり通ってるというか、個人主義みたいな人は人、自分は自分、自分は逃げなくても、困ったときにはうちに救出に来てくれなかった、あるいは指示がなかった、そんな方向が割と多いと思うんですね。だから、先生たちも今こうやってアンケート調査をされることによって非常に我々勉強になるんですが、こういうことがひとつ地域に、あるいは自治体に、そして職員から親、子供、ここへとつながっていくことが一番大事なことかなと実は聞きながらそう思ったところでしたが、先生、何かありますか。

○村上助教授 過去のこと、地域のことを語り継いでいくようなことが、その地域のことを知る一つの手がかりになりますから、それが一つ重要だと。ちょっとここにも書いてますけど、行政の方と住んでる方との間のコミュニケーションというんですか、これは行政の方にも、なかなか行政の方が出張って行ってというのは多分やりたがらないことなのかなという気がするんですけど、そういう形でコミュニケーションがないと、片一方で行政がやってることの理解、それから住民の方が考えていることの反映というのが、お互いうまく結びつかない。逆に、そういうのが結びついたのが、地域コミュニティーが強いところだということだと思うんですけども、ある防災担当者の方にお聞きすると、

避難を皆さんしましたか、どうですか、おたくのところはどうだったですかと聞いたら、いやうちは簡単なんですよと、ぐるっと周り集まった人の顔を見ると、担当者の方がぐるっと大会に集まった人の顔を見ると、だれそれさんが来てないねというのがわかっちゃうんですね。だから、本来は防災の上ではそういう状況ができて上がるのが一番いいとは思いますが、それは防災の域を越えて地域づくりの話になっていくんじゃないかなというふうに思います。

○水間委員 これは地域づくりしないと、やっぱり防災はいかんでしょうね。

○村上助教授 その一環として防災があるというふうなことだと思いますけれども。

○星原委員長 まだほかにもそれぞれあるんじゃないかなというふうに思いますが、予定しておりました時間を少し回りましたので、ここで先生との意見交換はとりあえず終わらせていただきたいと思います。

それでは、最後に、出席しております委員を代表してごあいさつを申し上げます。

先生からいろいろお聞かせをいただきました。特に、今後、我々この特別委員会の進め方の中で、自助、共助、公助、この3つの役割分担をどのように進めていったらいいのか、そのことが今回のアンケートの中にも出てきてたんじゃないかな、そのように思うところでありまして、非常に参考にさせていただいたところでございます。本日、それぞれお伺いいたしました内容等を今後の委員会活動で十分に活用させていただきたいと思います。

これを機会に、また今後ともいろいろ御意見を聞かせていただければありがたいなど、そのように思っておりますので、今後ともよろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、村上助教授の今後ますますの御活躍を御祈念申し上げ、お礼にかえさせていただきたいと思っております。本日はまことにありがとうございました。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時32分再開

○星原委員長 それでは、委員会を再開させていただきます。

委員協議に移ります前に、前回の委員会のときに資料要求のありました「移動式排水ポンプ車稼働状況」と「県内自主防災組織の現況」につきまして、資料をお配りしておりますので、御確認をいただきたいと思います。

それでは、委員協議に移ります。

時間が余りありませんので、次回までに法制と協議をするために必要な部分のみピックアップして御協議いただきたいと思います。

協議事項（1）防災に関する条例骨子案についてであります。

それでは、前回の特別委員会におきまして、自民党のプロジェクトチームの骨子を御説明いただき、当委員会の骨子案とし、委員会で内容について検討していくことを御確認いただきました。

この骨子案は、さきの委員会でも御説明いたしましたとおり、前文から第4章までをプロジェクトチームの第1部会が、また、第5章を第2部会が検討された関係から、それぞれに同趣旨の項目が掲載されていたり、考え方が若干異なる部分もございます。

また、骨子案の記述、表現等につきまして、委員の御意見をお伺いしたい部分もございます。

本日は、骨子案の趣旨等を御確認いただくと

同時に、今申し上げた部分等について御検討をいただきたいと思います。

なお、既に正副委員長において、できるものから各関係機関や関係法令を所管する各執行部へ照会・協議を始めておりますが、今後さらに詰めた協議を行うため、県民へのパブリックコメントを実施する上でも、委員会としての考え方を整理しておく必要があること等の理由から、今回検討をお願いするものであります。

資料は、「資料1 防災に関する条例骨子（案）詳細検討資料」及び「資料2 骨子重複分の統合検討資料」並びに「資料3 条例骨子（案）に関する宮崎県地域防災計画の記述」を御用意いたしました。

このうち資料3につきましては、条例骨子（案）の各項目に対応している「宮崎県地域防災計画」の記述を掲載しているものであり、検討の際の参考資料としていただくものであります。

資料1、1ページをお開きください。

「前文」を掲載いたしております。

まず、「1 趣旨」ですが、当項目を掲げる趣旨を御確認いただき、意見を伺いたいと考えております。

続きまして、「2 検討点等」で各項目について御検討をいただきたい点を掲げております。

2ページ以降も「1 趣旨」「2 検討点等」掲げておりますので、同様に御検討いただきたいと思います。

以上のように検討を進めてまいりたいと思っておりますので、委員の皆様には大変とは存じますが、何とぞよろしくお願いをいたします。

なお、骨子案の構成（目次）につきましては、全体の検討が一通り終了した次回以降に御検討いただきたいと思います。

では、早速協議に入ります。

まず、1 ページ、「前文」からであります。

書記から説明をさせます。

○矢野書記 ただいま委員長の方からお話がございましたとおり、今回時間の関係もございますので、法制関係部局、あと関係法令所管部局との今後の協議に必要な部分を先に御協議いただきまして、その残りの部分は次回以降に回ささせていただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

まず、「前文」でございますが、これは基本的に条例の前の部分に掲げるものでございますが、基本的に台風14号の部分で尊い人命を失った部分、あと風水害の多発県であるということ、あと日向灘地震、その他霧島山火山の噴火など発生の可能性のあること、あと県が今地域防災計画の策定など防災対策を今まで講じてきているということ、あと4番でございますが、自然災害の発生を防ぐことはできないが、被害を最小限にするためには、県はもとより、県民、事業者、市町村等が相互の信頼関係に基づき、防災対策の実施について協働し、連携することが必要であること、あと、「自助」「共助」「公助」それぞれの考え方をもとに、それぞれが危機意識を持って、それぞれの責務、役割を認識し、災害の予防・対策を実施することが必要であること、あと最後に、自然災害から県民の生命と財産を守り、安心して生活できる県土を築くために条例を制定するという、いわゆる条例を制定するに至った背景、趣旨、あと本県における災害対策の決意という部分を表明した部分でございます。今のところ、この前文の骨子に従いまして、条例案の部分では、これを文章の形にして条例の一番最初に掲げたいと思っております。内容でどれか漏れているところ、こういう

ところをつけ足した方がいいというところがございますら、御意見を伺いたいと思っております。よろしく申し上げます。

○星原委員長 今、説明をいただきましたが、この前文について、委員の皆様から何かあればお伺いをいたします。

○丸山委員 検討点等の中に書いてあるこの説明を、これが7番で加えた方がいいということで考えてよろしいんですか、防災部局の方から出てきたということで考えてよろしいんでしょうか。

○矢野書記 これは委員長との協議の中で、風水害の部分の特出しする部分であれば、どこかで風水害の項を別に設けという部分を書いていた方がいいのではないかとということで書かせていただいておりますので、まだ法制部分等でも協議が必要だということです。

○星原委員長 まだ法制の方とは整ってない今時点なんですよ、向こうも今協議中であります。

○内村委員 前文の②なんです、「宮崎県は風水害の多発県であり、今後も毎年のように被害が発生する」ですか、災害が発生、被害はこうむるんじゃないんですか、被害とした場合は、だから、この言葉を被害よりも災害とした方が、被害となった場合はこうむる言葉になりますので、「災害が発生することが予想される」、どんなものでしょうか。

○星原委員長 今、内村委員の方から出ましたが、この被害を災害ということでよろしいですか。

○丸山委員 適当にあれするといけません、意見交換を、担当する部局とかにも話を聞いていきながら、どちらがいいのかというのを、言葉はいろいろそういうのは今後出てくるんじゃない

ないかなと思っておりますので、言葉の形自体は後から細かくやっていけばいいんじゃないかなと私は思っております。

○星原委員長 それでは、今出ましたように、法制担当部局の人たちとの言葉の取り扱いについては、今後いろんなほかとの関連もあるようでありますから、今出た意見の部分も加味して、今後その部分はどういうふうにするかは、後ほどまた後の部分で決定をしていきたいというふうに思います。それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、ここで決定ではありませんから、あとはそれぞれでまた検討をしていただいております。では、そのようにさせていただきます。

○矢野書記 今のところについては、おっしゃられるとおりにしたいと思います。

次に、「総則」「第1節 目的」のところでございます。

先ほどの前文でお話をいただきましたので、大体言わずもがなかというところでもあるんですけど、この条例の目的が書いてございます。この目的の中で災害の部分、いわゆる防災対策の条例ですので、防災、災害を防ぐということなんですけど、この災害の範囲を一応どういうところで条例を定めていこうとするのかということを決めていただく必要があるということで、この条文を見ると、「地震、津波、噴火、暴風、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等の自然災害から」と書いてございますが、一応自然災害というようなことで考えておりますけど、右の3ページをごらんいただきたいんですが、「災害」というところの「語句の定義」というのをさせていた

だいているんですが、「災害：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象をいう」と。これは災害対策基本法のうちの自然災害の部分の記述した文でございますが、一応この範囲ということでよろしいでしょうか。ほかに豪雪とか、あと放射能汚染とか、いろいろ災害対策基本法には決められているんですが、一応宮崎県議会としては、この範囲の自然災害ということの条例ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それで進めてください。

○矢野書記 あとは、続きまして、一応「語句の定義」のところが一番大事なところが、上から3つ目の「防災」というところなんですけど、防災は「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう」という災害対策基本法の文を引っ張ってきてるんですが、この文で防災ということを考えてよろしいかということもちょっと御確認をいただきたいと思っております。

○星原委員長 今の防災の部分についての説明をいただいたところですが、こういう形でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのようにさせていただきます。

○矢野書記 あと、4ページ、5ページの県の責務あたりは、一応語句の重複の部分ですので、次回以降にできれば回させていただきたいと思っております。

必要なところが、11ページをごらんください。

11ページに、「予防対策」「災害に強い社会づくり、地域防災力の強化」というところがございまして、検討点等のところに、(1)として下

の方に掲げてございますが、「③」の記述に関連した「教職員、保育士に対する防災教育」の追加について、ということを書いておりますけれども、③について、第1節の③が、いわゆる大学を除く学校と幼稚園、保育所については、「災害発生時において自己の安全を確保するための適切な対応ができるようにするために、防災に関する教育の実施に努める」というふうはこの骨子の方に掲げられているんですが、宮崎県地域防災計画においては、この後に「教職員に対する防災教育」というのも規定しております。実際、防災の教育をする教職員についても、やはり教育が必要だということも掲げられておりますので、本条例骨子においても、一応教職員だけでなく保育所の職員というのもございますので、いわゆる保育士に対する防災対策の記述が必要ではないかということで、12ページに「教職員、保育士に対する防災教育」の案というのをつけさせていただいております。これを③の次に追加したいと思ひまして掲げさせていただいております。「教職員及び保育士は、災害発生に伴う緊急事態に的確に対応することができるよう、防災に関する研修や訓練に参加するよう努めること」と。この文言につきましては、法制部局、関係法令担当部局との協議の後、整えていくことにしたいと思ひますが、「教職員、保育士に対する防災教育」をつけ加えることについて御協議をいただきたいと思ひます。

それと、まとめて御説明をいたしますけれども、11ページの⑤でございます。「県民、事業者、自主防災組織等の防災に関する理解を深めるとともに、防災活動の一層の充実を図るため、宮崎県防災の日を設けること」というふうここに掲げられております。

12ページの(2)で「宮崎県防災の日の設置

について」ということで、宮崎県防災の日の設定をすることが記述されてるんですが、アで防災関係の条例を設置している他県の状況を掲げております。静岡県、東京都、埼玉県、三重県、愛知県、岐阜県が、今、防災条例をいわゆる執行部からの上程の条例ということで、議会ではございませんが、条例を制定しております。それで、防災の日を設定しておりますのが、愛知県と岐阜県ということもございまして。

13ページに、愛知県、岐阜県における防災の日の内容について記述をしておりますが、愛知県におきましては、「あいち地震防災の日」ということで、防災の日を定める者は知事でございます。防災の日の内容としましては、県民、事業者、自主防災組織それぞれが、この条文に掲げられているような似たような家具の転倒防止点検でありますとか、初期消火の点検でありますとかそういうことを、自主防災組織については、地域住民への普及であるとか、避難地への把握、住民への普及等をやっていくということをこの条文の中で掲げております。岐阜県についても、ほとんど同じようなものでございまして、ただし、岐阜県につきましては、県と市町村の防災の日の取り組みについても規定がございます。今のこの骨子につきましては、防災の日を設けるというふうにしか書いてございませんが、もし防災の日を設けるということについて御検討いただきまして、設けるといふことになれば、だれが設け、中身はどうするのかというところも骨子の中に盛り込む必要がございますので、この2点について御協議をお願いしたいと思ひます。

○星原委員長 今、事務局から説明がありました③と⑤の部分についてであります。まず、③の方からお伺いをいたしたいと思ひますが、教

職員、保育士に対する防災教育の必要性ということで、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのようにここは追加をさせていただくということで御決定をいただきます。

次に、防災の日の設置についてということで説明があったところでありますが、これについては、それぞれ委員の皆さん方の御意見をお伺いいたしたいと思えます。他県の状況等を見ますと、こういうことであります。

○水間委員 内海の地震で陥没した、村がなくなったという地震の日がありましたよね。外所ですか、宮崎県としては、あそこらへんの日にちの設定が一番いいんじゃないかと。

○長友委員 それか、これが去年の14号がきっかけになってできるわけですから、全県的な被害でもあったし、記憶に鮮明だし、死者の数は少なかったですけど、しかし、床上浸水等はこれは未曾有のことであって、だから9月6日から7日かでしたかね、それも一つの案ですよ。

○星原委員長 2通りあるんじゃないかなと思うんですね。要するに、今まであった災害あたりのその辺をという形と、これからいろいろ起きる前、地震の場合いつ来るかわかりませんが、風水害の場合は、今は5月でも台風が来ておりますから、どのように考えたらいいかわかりませんが、ある程度、前の方で持ってきた方がいいのか、設けるとすればそういう考え方、どちらかに考えを集約せざるを得ないのかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○水間委員 防災の日を設定することであれば、県下の、ある意味で、全体集めた防災訓練を必ずその日には県内でやるとか、一つはそういう見方もあるんですよ、せっかく防災の日を設

定するということになれば。今あちこちで県内各地で防災訓練をやっていますが、それをその日には必ずやる。いわゆる9月1日には関東大震災、全国的にそういう防災訓練をやりますよね。だから、県内の一つのあり方としても、防災の日の決め方はもうちょっと検討してもいいのかなと。それと、外所地震でしたか、それが10月の31日でしたね。

○星原委員長 この5番に「防災の日を設けること」とうたってるわけですが、設けるべきか、他県の形で設けないところもありますので、まずそっちを先にして、そしていつにするかというふうに決めさせていただきたいと思えますが、防災の日を設置することについて。

○丸山委員 防災の日を設けることには、ぜひ設けてほしいと思っております。というのは、啓発活動をする日というのをしっかり設けてないといけないと思っておりますので、設けることはお願いしたいと思えますので、あと、日は後で協議していただければいいんじゃないかなというふうに思っております。

○矢野書記 先ほど御説明が足りず、申しわけありません。一応御協議をお願いしたのは、防災の日を設けるか否かということで、だれが設けるとするのか、内容はどうするのかという話なんです、日につきましては、別に規則等で定めることに恐らくなろうかと思えますので、それはそのときに御協議をいただくということで、知事が定めるというふうになるのかとは思いますが、設定をするのかどうか、知事が定めるということでもよろしいのかどうかということを御協議いただきます。よろしくお願ひいたします。

○星原委員長 今、説明あったとおりでございますが、御理解いただけたというふうに思いま

すので、そのようにさせていただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのようにさせていただきます。

○矢野書記 では、続きまして、ちょっと後ろの方になりますが、22ページのところでございます。22ページから23ページにかけて、風水害に関する予防対策ということで、県、市町村、県民、河川管理者等の責務ということが出てございます。

御協議いただきたいのは、24ページにちょっと細かく書いてございますが、「河川管理者の責務」というところがございます、「① 河川、道路、ダム等の管理者は、風水害の防止のため必要な施設整備及び維持管理に万全の対策を講ずるよう努めるものとする。なお、この対策は、近年の気候変動に伴う風水害の状況の変化に的確に対応したものでなくてはならない」というふうに記述がされてございます。

24ページをごらんいただきますと、「①」の記述と「前文」及び「第1章」との記述の整合性についてと書いてございますが、①について、

「河川、道路、ダム等の管理者は、風水害の防止のため必要な施設整備及び維持管理に万全の対策を」というふうに書いてございます。それで、先ほど私が御協議いただきました「前文」の④で、「自然災害の発生を防ぐことはできないが、被害を最小限にするためには」という記述があること、あとbでございますが、「第1章 第2節 県の責務」、後でござんいただきたいんですが、5ページに「県は、災害による被害を軽減するため」と記述があること、あとc「災害対策基本法の防災の定義」で、「防災とは災害を未然に防止し、被害の拡大を防ぎ」と定義さ

れているということから、「防止のため必要な施設整備及び維持管理に万全の対策を講ずる」という表現を「風水害の未然防止及び被害を最小限にするため必要な施設整備及び管理に万全の対策を講ずるよう努める」としてはどうかということを御協議いただきたいと思います。というのが、風水害を防止するために万全の対策が講じられるのかどうかという条文上のお話になるかとは思いますが、こういう記述ではいけないか、もしくは、記述どおり「風水害の防止のため」とするのがいいのかどうかということを御協議いただきたいと思います。以上です。

○星原委員長 説明をいただきました。この件については。

○長友委員 私は先ほどの「風水害の防止のため」の方がいいような気がするんですけど、現実的に、もう既にそういう家なんかも張りついてるわけですね。だから、そうであれば、未然防止は未然防止と、もう一つは被害を最小限にするという観点も必要になるかと思っておりますので、この後の記述で私はいいんじゃないのかというふうには思いますけどね。ただ、気持ち的には、先ほどのようなことが何か盛り込まれれば盛り込んでもらいたいと、そういう気持ちもしますけどね。

○星原委員長 ほかにありませんか。これでいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 そのようにさせていただきます。

○矢野書記 あと最後なんです、その次のイなんですけれども、「①」において「施設整備及び維持管理対策は、近年の気候変動に伴う風水害の状況の変化に的確に対応したものでなければならない」とされてるんですが、維持管理対

策については、風水害の状況変化に適宜に対応でき得ると考えておりますけれども、施設整備、先ほど村上先生のお話があって、既存の施設でも想定外の部分についても対応してほしいというお話もございましたけれども、なかなか適宜変化に対応していくことが施設整備にできるのかというところもございましたので、「この対策は、近年の気候変動に伴う風水害の状況の変化に可能な限り対応できるものでなければならない」というふうな表現ではいかがかと思うのですが、御協議いただきたいと思っております。

○星原委員長 説明をいただきました。言葉のとり方なんです、このような考えでどうかと。

○丸山委員 私、部会でさせてもらった、この「的確に」というのをさせていただいたのが、山で降って治水能力の観点が違ってるというのがあって、また、雨の降り方が非常に最近の地球温暖化に伴って変わってきているからということで、「的確に」という言葉を使わせていただいたんですけれども、このような形で「可能な限り」という言葉でも私は基本的には同じ言葉にとられるんじゃないかなと思っておりますので、そのような変更でも構わないというふうに思っております。

○井上委員 私は丸山委員の言わんとすることに反対、逆で、「可能な限り」というと余りにも幅があり過ぎて、行政的な物の言い方からすると余りにも幅があり過ぎるというふうに思います。「的確に」というのは、情勢をどう行政も判断をし見るかという意味も含まれているので、ある意味では、そういう私ども住民からする望みとすれば、この「的確に対応したものでなければならない」というものの方が、非常に先見性もあるような建築の方法であったり、いろいろなまちづくりの状況であったりというのを想定

させるものである、前言の方が、「的確に」の方がまだ、私どもの議会の方から見れば、非常に縛りもあっていいのではないかというふうに思います。行政的に言えば「可能な限り」が可能でしょうけど。

○丸山委員 「可能な限り」というのは、予算的なことも、条例が入ってくると予算もある程度伴わないといけないということを行政の方は言ってきたんだろうなという思いがあるんですよ。だから、その辺をどうとるかだろうというふうに、思いは私も「的確に」というのがいいという気持ちはあるんですけれども、ということですね。

○長友委員 先ほどから言ってますが、例えば建築確認をおろすにしても、低いところだったら、ある程度もらったらだめですよと、今後はそういうことを徹底していかなきゃだめですわ。だから、ちょっと厳しいようであるけど、「的確に」ぐらいの言葉の方がいいんじゃないかと思っておりますけど。

○内村委員 「的確に対応できるよう努めるものとする」というのでは、余りにも縛りをかけてしまうと、今度はいろんなことで訴訟問題が出たときが大変だと思うんですよ。だから、これは努力義務として「努めるものとする」とした方がいいんじゃないんですか、「的確」を入れて。「的確に対応するよう努めるものとする」、どんなでしょうか。ならないとなったときがちょっと余りにもきつ過ぎて、状況の変化で違ってくると思うんですよ。

○星原委員長 それぞれ意見があるようですが、我々議会側からの条例という形でいけば、少しその辺のところも加味した方がいいのかなというふうには考えますが。

○水間委員 この気候の変動に伴う風水害の状

況の変化というのは確かにあるわけですから、いろいろ降ったり、風が吹いたり、強かったり弱かったり、そうであれば、それなりに可能な限りに対応やれということでもいいんじゃないんですか。そこに「的確に」も当然含まれるでしょうから。

○星原委員長 言葉のとらえ方で。

○内村委員 「でなければならぬ」とすると、管理も厳しくなるというか、必要なことなんですけれども、やっぱりそこは努力義務ぐらいに置いてた方がいいと思います。条例にしたときは。

○星原委員長 「対応したものになるよう努めなければならぬ」ということですね。

○内村委員 そうですね。努めるものとするか、努めなければならぬ、これは努力義務ですから、その方がいいんじゃないかと思うんですけど。

○星原委員長 可能、的確、どっち、後の方はまた今の意見であります、的確でいいですか。

○丸山委員 これは努力義務にするのか、しなければいけないの違いだと思いますので、私は努力義務でというような形の方に持っていった方がいいのかなという気持ちはありますね。言葉のはしりはお任せいたしますけど。

○星原委員長 今、最後に丸山委員から出ましたが、努力義務でなければならぬという形で。

○前本委員 私は行政責任を明確にしておかなければ、水門管理にしても、やっぱり努力事項じゃないと思うんですよね。最終的には人命、財産とか、大きな災害をもたらす、その役目としての行政責任は、的確な対応をしなければならぬという、努力事項じゃなくてこれは責任事項だと私は思っておりますので、そのように私は希望します。私の個人的な意見です。

○内村委員 今、前本委員から出たんですけど、水門管理とかそういうのが、今、都城でも消防団とか、いろんな個人をなるだけ廃止して、団への委託がずっと進んでるんですが、そうなったときに、今度は団が責任をとらないといけません。そうすると、また消防団への加入が不可能になってくるわけですよ。だから、ここは努力義務ぐらいで、努力項目で置いてた方がいいと思います。

○星原委員長 それぞれ意見が出ましたが、法制の方やらあと危機管理の方あたりと今の意見等を交えて、また最終的な形で報告しますが、その時点で確認をいただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのようにさせていただきます。

○矢野書記 ありがとうございます。一応残りにつきましては、まだ法制との協議が終了していない部分もございますので、また残りにつきましては次回にお願いをしたいと思います。

それと、「骨子重複分の統合検討資料」というのを資料2に用意させていただきましたけれども、これは第5章と第1章、第4章の間に、表現で似通ったところが幾つかございますので、統一したいということでの御提案でございます。これは今回御結論をいただくのではなく、ごらんいただいて、次回に御意見をいただきたいということでつけさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○星原委員長 それでは、本日はこれで委員会を終了するというにしまして、残りのことについては、次回の委員会で協議をしたいと思いますふうに思います。

なお、委員協議のうち「県南調査について」

だけは御協議いただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、「県南調査について」であります。

資料5をごらんいただきたいと思います。

7月5日水曜日から7日金曜で実施される県南調査の日程案を作成したところであります。

7月5日の午前中は、ここ第4委員会室におきまして、本日と同様に「防災に関する条例について」御協議いただきたいと思います。

午後からは、民間の方たちとの意見交換ということで、「みやざき災害復興支援ネットワーク」の代表の方たちから、台風14号の際の対応を含めた活動状況や今後の課題などについてお話を伺うことにしております。

その後、危機管理室において、本県の「24時間防災監視体制」や「備蓄庫の状況」その他について調査を行うこととしております。

次、7月6日は、宮崎市消防局の「水防に関する取り組み状況」の調査にあわせ、大塚台西3丁目の自治会から「自主防災組織の取り組み」についてお話を伺うことにしております。

その後、台風災害の復旧・改良工事等の現場として、「大谷川」「大淀川新地地区（高城町）」「姫城排水機場」を調査することといたしております。

次、7月7日は、日南市役所で「市の防災の取り組み」についての調査を行うことにいたしております。

日程（案）について、それぞれ御意見があればお伺いをいたしたいと思います。ありますでしょうか。

○前本委員 宮崎市消防局、大塚台に行かれますが、この団地は、生目台もそうですけど、いわゆるライフラインといいますか、水道がとまってしまったんですよ。何日もここで給水がいろ

んな団体とか自衛隊とか県外からの助勢で行われました。随分水で困った地域なものですから、そのあたりのところを、どういうぐあいにして給水状況をやったかとか、今後どうしたらいいかとか、富吉浄水場というのがあるんですけど、それがパンクしたものですから、団地だものですから、水制限でもう水が上がりなかったわけですね。大変苦勞しておりますので、その点をちょっとだけ追加で調べてください。

○井上委員 大谷川の方に調査に行っていたけるんですけども、先日、商工建設常任委員会がやっぱり同じ場所を調査しているんですけども、そのときには大谷川の現状というか、それと堤防のかさを上げたみたいなの、そういうところだけだったんですけども、それにまつわっての下流域の掘削を今やっているんですけども、その説明もきちんとやってもらわないと、本当に内水を排除した場合に、じゃ今後どうなるのかという問題点とか出てくるので、それで堤を見せていただくだけではなくて、その下流域の方の大淀川の幅を広げる内容と、それと掘削の状況のことについて、もっと丁寧な説明をお願いしたいというふうに思うのですけれども。

○星原委員長 今、井上委員が言われたことは、我々防災の方なんですけど、本当は商工でそこをうまく詰めてほしかった感じはしますけど。

今、井上委員からあった意見とそれから前本委員からあった意見については、日程の時間的なものもありますので、その現地の方の対応とかをひっくるめて、なるべく前向きに考えさせていただきますので、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それでは、今お話に出たような形で進めさせていただきます。また後日、文書でお知らせをいたしたいと思います。

次に、次回の委員会の資料等の要求について何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 なければ、最後にその他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 なければ、これで本日の委員会を終了いたしたいと思います。

次回の委員会は、定例会中の6月29日木曜日、午前10時から開催いたしますので、よろしくお願いいいたします。

以上で、本日の委員会を閉会させていただきます。

午後0時10分閉会